

## 海外における研究滞在等による科研費の研究中断・再開制度について（概要）

### 1. 趣旨

若手研究者等が海外渡航によって科研費の研究を断念することがないように、海外渡航期間に応じた柔軟に科研費の研究中断・再開を可能とする制度改善を平成31年度助成から導入することで、帰国後の研究費を保障し、若手研究者等の海外での研さん等を促進することを目的とします。

### 2. 対象等

○科研費に採択されている研究代表者（研究分担者からの申請は認められません。）

○応募資格を要件とする次の研究種目を対象とします。

対象種目：特別推進研究（国庫債務負担行為分を除く）、新学術領域研究（計画研究の総括班研究課題を除く）、基盤研究（S、A、B、C）（特設分野研究を含む）、若手研究、若手研究（A、B）、挑戦的研究（開拓、萌芽）（特設審査領域を含む）、挑戦的萌芽研究、研究活動スタート支援、国際共同研究強化（A、B）、国際共同研究強化、特別研究促進費

○中断を認める事由は、「海外における研究滞在等」を対象とし、研究機関における研究活動への従事のほか、学位取得のための留学等を広く含むものとします（中断申請時に事由を確認します。）。

○海外渡航に伴って退職する場合等、科研費の応募資格を喪失する場合でも、本制度の対象となります（ただし、再開の際には、大学等の日本の研究機関に所属し、科研費の応募資格を有していることが必要です。）。

### 3. 研究中断可能期間等

○海外における研究滞在等による研究中断（以下「研究中断」という。）が可能な期間は、原則として1年を超える場合とし、1度の研究中断申請につき最大5年間の研究中断が可能です。研究中断を行う場合は、一旦未使用額を返還し、再開の際に研究中断前の未使用額の再交付を行います。

○5年を超えて研究中断が必要となった場合は、研究中断期間中に別途延長の申請を行うことで、更なる延長が可能です。

○1研究課題につき、複数回の研究中断を行うことが可能です。

○研究中断申請において示された再開期限（日本学術振興会からの条件付き交付内定に記載の再開期限）までに、科研費の応募が可能な大学等の日本の研究機関に所属し、必要な手続きを行わなければ、研究中断を行った研究課題は廃止の扱いとなります。

○上記の研究中断を行う場合のほか、1年以内の研究中断により研究期間の延長を希望する場合には、申請により1年間の研究期間の延長が可能です（1研究課題につき、複数回の延長を行うことが可能です。）。ただし、海外における研究滞在等に伴って科研費の応募資格を喪失する場合は、1年以内の研究中断であっても、研究中断申請を行って一旦未使用額を返還する必要があります。

### 4. 具体的な手続

#### (1) 手続の基本的な考え方

○研究代表者は、研究中断を希望する場合、所属研究機関を通じて「研究中断承認申請書」を日本学術振興会に提出する必要があります。

○研究中断申請後、日本学術振興会から研究中断の承認と併せて、「条件付き交付内定」の通知を研究代表者に対して行います。これに基づき、再開時に研究機関（再開時に研究代表者が所属す

る研究機関)を通じて「交付申請書」を提出することで、交付申請書を提出した日から直ちに科研費を使用することができます。なお、研究機関は、「交付申請書」の提出前に、「再開届」を日本学術振興会に提出する必要があります。

- 交付内定以降、交付決定前の期間に研究中断の開始を希望する場合は、研究機関は、「研究中断承認申請書」の代わりに「交付申請留保届」を日本学術振興会に提出する必要があります。この場合、交付内定から交付申請留保届提出までの期間において、科研費を執行することはできません。研究機関が「交付申請留保届」を提出する際には、該当する研究者(交付内定時点で科研費の応募資格を喪失している者を含む)に対して、研究中断の制度の活用希望の有無、研究中断期間、研究中断の理由等をあらかじめ確認した上で、手続を行う必要があります。
- 手続のイメージは別添2を御確認ください。

(2) その他留意点

- 研究中断手続に当たり、既に科研費が支払われている場合は、分担金を含めて全て日本学術振興会に返還する必要があります。このため、研究中断期間中に科研費を執行することはできません(海外における研究滞在等に伴って科研費の応募資格を喪失しない場合であって、1年以内の研究中断により1年間の研究期間の延長を行う場合を除く。)
- 補助金種目について、繰越を行った年度の研究課題については、研究中断制度を活用することはできません。
- 平成31年4月1日から、科研費電子申請システム上において研究中断手続を行うことが可能です。
- 平成31年度以降も継続する基金種目の研究課題は、既に支払請求手続が進められているため、研究代表者が、平成31年4月当初から研究中断制度の活用を希望する場合は、事務連絡の問合せ先の基金担当まで速やかに御連絡ください。

(参考) 研究を中断する場合の手続

中断期間	中断中の 応募資格の有無		研究代表者の 応募資格有り		研究代表者の 応募資格無し	
年度内(補助金) 1年以内(基金)	(中断時)		手続不要		(中断時)	研究代表者が「研究中断承認申請書」を提出 (交付決定前の場合は研究機関が「交付申請留保届」を提出)
	(再開時)		研究期間の延長承認申請が可能(※1)		(再開時)	研究機関が「再開届」を提出 研究代表者が「交付申請書」を提出(※2)
年度を超える(補助金) 1年を超える(基金)	(中断時)		研究代表者が「研究中断承認申請書」を提出 (交付決定前の場合は研究機関が「交付申請留保届」を提出)		(中断時)	研究代表者が「研究中断承認申請書」を提出 (交付決定前の場合は研究機関が「交付申請留保届」を提出)
	(再開時)		研究機関が「再開届」を提出 研究代表者が「交付申請書」を提出(※2)		(再開時)	研究機関が「再開届」を提出 研究代表者が「交付申請書」を提出(※2)

- (※1) 研究期間の延長を希望する場合は、研究を再開する際に「研究期間延長承認申請書」を提出する必要があります。研究期間の延長を希望しない場合は手続不要です。
- (※2) 研究中断期間に応じて研究期間が延長されます。